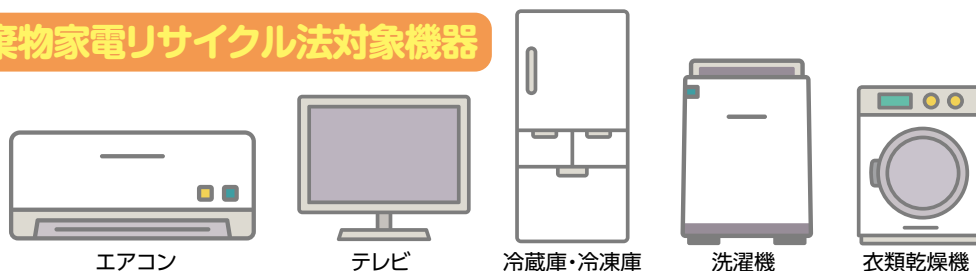


# 家電4品目のリサイクル

事務所、店舗などで使用しているエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機で、家庭用として製造されたものは、「家電リサイクル法」により販売店や産業廃棄物収集運搬許可業者または指定取引場所に適切に引き渡すことが定められています。

## 産業廃棄物家電リサイクル法対象機器



エアコン

テレビ

冷蔵庫・冷凍庫

洗濯機

衣類乾燥機

## 処理方法

①(原則)購入した販売店、または買い替えをする販売店に依頼  
必要な費用=リサイクル料金(※)+収集運搬料金

②産業廃棄物収集運搬許可業者に委託

必要な費用=リサイクル料金(※)+収集運搬料金

16ページ的一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表の産廃欄に○印が付いている業者にお問い合わせください。

③指定取引場所に自己搬入 必要な費用=リサイクル料金(※)

自己運搬処理→郵便局にある「家電リサイクル券」で、リサイクル料金を支払い後に、自身で下記のいずれかの指定取引場所まで運搬する。

## 指定取引場所

(株)会津丸三……………河東町八田字大野原205 ☎0242-94-2041

日本通運(株)会津若松事業所…神指町大字黒川字村北24-1 ☎0242-22-6417

家電リサイクル料金 令和3年4月1日現在、1台につきの料金(税込)

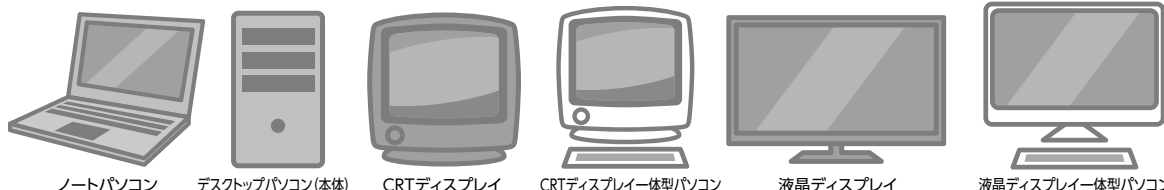
対象品目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
リサイクル料金	¥990~¥9,900	¥1,320~¥3,700	¥3,740~¥6,149	¥2,530~¥3,300

(※)家電リサイクル料金は製造業者等により設定金額が異なります。詳細は、最寄りの郵便局または家電リサイクル券センター(フリーダイヤル☎0120-319-640)にお問い合わせください。家電リサイクル券センターホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp>)



# パソコンのリサイクル

事務所、店舗などで使用しているパソコンの処分は、「資源有効利用促進法」で回収・リサイクルが義務付けられている各メーカーに処分を依頼してください。



ノートパソコン

デスクトップパソコン(本体)

CRTディスプレイ

CRTディスプレイ体形パソコン

液晶ディスプレイ

液晶ディスプレイ体形パソコン

## 処理方法

各メーカーの「事業系PCリサイクル受付窓口」へお申し込みください。

【お問い合わせ先】

その他不明な点は、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ:<http://www.pc3r.jp/>からご確認ください。

